

## 今冬の大雪で被災された農家の皆様へ

今冬の大雪により被害を受けた農業用ハウスなどの撤去・復旧・修繕を支援します。

### 1 撤去費用の支援

- ①撤去費用は、下記の国の基準単価に施設の面積をかけた額 又は  
②実際の支払額 のうちいずれか低い方を国・県・市町村で助成します。

#### <国の基準単価>

○基準単価ガラスハウス	1, 200円/㎡
○鉄骨ハウス	880円/㎡
○パイプハウス（業者委託）	290円/㎡
○パイプハウス（自力撤去）	110円/㎡

### 2 再建（復旧・修繕）費用の支援

倒壊したハウス等を建て直す費用の最大9割まで国・県・市町村で助成します。

- ・補助の対象は被災した施設と同程度の施設の復旧・修繕です。
- ・耐用年数が経過した施設の復旧・修繕も対象となります。
- ・復旧・修繕の際に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大を行うことも可能です。

### <補助を受けるための要件>

- ①被災施設等について市町村長の被災証明が必要です。
- ②営農を再開・継続することが条件です。

### <補助を受けるために必要な書類等>

#### ー共通ー

- ①施設の被害の状況（全体がわかるもの、破損箇所がわかるもの、写真）
- ②破損した施設の規模（間口〇〇、奥行き〇〇、〇棟）

#### ー撤去ー

- ③撤去の作業を行った者、日付、費用の額
- ④撤去を外注した場合の見積書（できる限り3者以上）発注書、納品書、請求書などの書類

#### ー復旧・修繕ー

- ⑤復旧・修繕に関する見積書（できる限り3者以上）、発注書、納品書、請求書などの書類
- ⑥復旧・修繕を外注した場合の見積書（できる限り3者以上）発注書、納品書、請求書などの書類
- ⑦復旧後の施設の状況（写真）

### <注意事項>

- ①助成額(補助率)については、市町村により異なる場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ②施設共済の共済金が支払われた場合には、補助金の一部が減額されることがあります。
- ③本事業については、国の実施要綱等が検討中であるため、支援内容等が変更になる場合があります。

### <支払いについての注意事項>

- ①農林水産省の指導により、支払いはやむを得ない場合のみとしてください。
- ②また、やむを得ず支払いを行う場合には請求額を、現金払いではなく、口座振替（振込み手数料を差し引いて振り込まないよう注意！）で支払ってください。

**詳しくは、お近くの地方事務所農政課までお問い合わせください。**